

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、藤沢市後期高齢者医療に関する条例、藤沢市後期高齢者医療に関する規則に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 75歳以上の者に対する資格確認書等の交付、保険料の賦課 (2) 一定の障がいを持つ65歳から74歳までの者に対する資格確認書等の交付、保険料の賦課 (3) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 住民記録に関する個人及び世帯の情報、住民税における所得や課税状況に関する情報、保険料の収納状況に関する情報、地方単独事業に関する情報など、神奈川県後期高齢者医療広域連合とのデータの送受信にかかる事務 (2) 住民登録外者の宛先情報の登録事務 (3) 送付先変更届出者に関する、住所地特例者情報の登録事務 (4) 住所地特例者に関する、住所地特例者情報の登録事務 (5) 転入者にかかる前住所地への所得課税情報の照会事務 (6) 保険料にかかる納入通知書、督促状、催告書等の各種通知書の発送事務 (7) 保険料の収納、徴収、還付、充当事務 (8) 保険料の特別徴収に関して、日本年金機構との情報の送受信事務 (9) 保険料の口座振替に関する口座情報登録事務 (10) 資格確認書等の交付事務
③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 住民税課税支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条1項(利用範囲) 別表 項番85 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (第2条の表における情報照会の根拠) 117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
④部署	健康部 保険年金課 保険 財政担当

①部署	福祉部 保険年金課 総務・財務担当
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当 0466-25-1111 (内線3243)
9. 規則第9条第2項の適用 [☐]適用した	
適用した理由	番号利用法の改正に伴う変更であり、重要な事項に該当しないため

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記以外の局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する際は、複数人の確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月18日	表紙、個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月かとなるため、新規に評価書を作成していません。このため、令和2年12月末までは現行評価書による運用となります。	削除	事後	
令和3年3月2日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 ①いつ時点の計数か	令和2年3月17日時点	令和3年3月3日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和3年3月2日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 ①いつ時点の計数か	令和2年3月17日時点	令和3年3月3日時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和3年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①部署	福祉健康部 保険年金課 後期高齢者医療担当	福祉部 保険年金課 総務・財務担当	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関係先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 保険年金課 後期高齢者医療担当 0466-25-3575	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当 0466-25-1111(内線3243)	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 ③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(空欄)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(情報提供は行わない) 別表第二における情報照会の根拠 82の項	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 ①いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 ①いつ時点の計数か	令和3年3月3日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	[○] 継続しない(入手)	[] 継続しない(入手)	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年3月11日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	(空欄)	十分である	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年12月18日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 ①いつ時点の計数か	令和4年3月9日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年12月18日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 ①いつ時点の計数か	令和4年3月9日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和4年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1) 番号法第9条1項及び別表第一59の項 (2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年6月内閣府・総務省令第5号)第4条	(1) 番号法第9条1項(利用範囲) 別表 項第5 (2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年6月内閣府・総務省令第5号)第4条	事後	番号利用法の改正に伴う変更
令和4年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) (第2条の表における情報照会の根拠) 117の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更
令和4年12月18日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業	新規	十分である	事後	様式変更に伴う変更
令和4年12月18日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバーについては、原則住民基本台帳から定額システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台帳の登録が無い者のマイナンバー登録や別表登録の際には、マイナンバー利用事例(1)及びマイナンバー登録事項に関する情報提供ガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の同意や、住民基本台帳を介する際には4情報又は住所を含む情報による照会を行うこと厳守している。また、上記以外の局面で、特定個人情報への取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数の確認を行うなど、人的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考える。	事後	様式変更に伴う変更
令和4年12月18日	IV リスク対策 11. ひとを感度が高いと 考えられる対策	新規	○全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う変更
令和7年2月9日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 ①いつ時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年2月9日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 ①いつ時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に合わせて再実施するもの
令和7年3月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 ③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム	後期高齢者医療市町村システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 宛名管理システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 住民情報統合支援システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
令和7年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う部署 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、藤沢市後期高齢者医療に関する条例、藤沢市後期高齢者医療に関する規則に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務と次の手続を行っている。 (1) 75歳以上の者に対する保険証の交付、保険料の賦課 (2) 一定の額が1を持つ65歳から74歳までの者に対する保険証の交付、保険料の賦課 (3) 資格確認証交付申請の受理、申請内容の確認 (4) 75歳以上の者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (5) 一定の額が1を持つ65歳から74歳までの者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (6) 資格確認証等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、藤沢市後期高齢者医療に関する条例、藤沢市後期高齢者医療に関する規則に基づき、後期高齢者医療制度に関する事務と次の手続を行っている。 (1) 75歳以上の者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (2) 一定の額が1を持つ65歳から74歳までの者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (3) 資格確認証等交付申請の受理、申請内容の確認 (4) 75歳以上の者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (5) 一定の額が1を持つ65歳から74歳までの者に対する資格確認書の交付、保険料の賦課 (6) 資格確認証等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。 (1) 住民記録に関する個人及び世帯の情報、住民記録における所得や税務状況に関する情報、保険料の収納状況に関する情報、地方事務実施に関する情報など、神奈川県後期高齢者医療広域連合とのデータの送受信にかかわる事務 (2) 住民登録外者の宛先情報の登録事務 (3) 送付先変更届出者に関する、住所地特例者情報の登録事務 (4) 住所地特例者に関する、住所地特例者情報の登録事務 (5) 転入者にかかる前住所地へのもので所得課税情報の照会事務 (6) 保険料にかかわる納入通知書、督促状、催告書等の各種通知書の発送事務 (7) 保険料の収納、徴収、返付、充当事務 (8) 保険料の特例徴収に関して、日本年金機構との情報の送受信事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

[illegible]